

「家族」って何だろう？

憲法訴訟の最前線から考える 家族制度と司法の役割

自由人権協会
関西合同例会

近年、家族のあり方が多様化し、現行の家族制度の憲法適合性を問う訴訟が次々と提起されています。
平成27年12月16日に、最高裁大法廷で、女性が婚姻解消後半年間再婚できないとする民法733条1項の規定のうち、100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分が、憲法14条1項や24条2項に違反すると判断されたことは、記憶に新しいことと思います。

一方、同じ日に、最高裁は、夫婦同姓を強制する婚姻制度が違憲であると争われた訴訟について、3名の女性判事全員が違憲とするなか、合憲判決を下しました。それでもなお、今年5件もの夫婦別姓訴訟が提起され、世間の注目を集めています。

そこで、今回は、上記再婚禁止期間違憲訴訟の原告代理人であり、また、現在も憲法訴訟の最前線でご活躍中の弁護士の作花知志さんをお招きして、ご講演いただきます。

ご講演の後は、具体的事例をもとに、参加者の皆さんとディスカッションしながら、これからの家族制度の方向性を探り、また、司法の役割について考えを深めたいと思います。

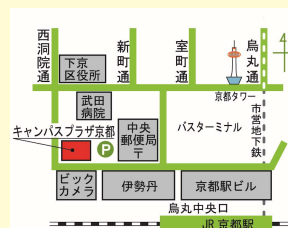
未来の法律家の皆さんへのメッセージも予定しています。ぜひ多くの方にご参加いただければ幸いです。

日時 2018年11月3日（土・祝）15:00~17:30（開場14:40）

場所 キャンパスプラザ京都（京都市大学のまち交流センター）5階 第1講義室
住所：京都市下京区西洞院通塩小路下ル アクセス：京都駅から徒歩5分

講師 弁護士 作花知志 さん（岡山県弁護士会）

2004年登録。原告1名、代理人1名で再婚禁止期間違憲判決を得る。現在は、サイボウズの青野慶久社長を原告とする新しい夫婦別姓訴訟の他、嫡出否認制度違憲訴訟、離婚後単独親権制度違憲訴訟等を担当。



定員 200名（申込先着順） ※どなたでもご参加いただけます。

※会場後方はお子様同伴可とします。予めご了承ください。

参加費 1000円（学生、会員は無料） ※当日会場で申し受けます

【第1部】講演

1. プロローグ～再婚禁止期間違憲訴訟
2. 現在進行中の憲法訴訟
 - ① 離婚後単独親権制度違憲訴訟
 - ② 嫡出否認制度違憲訴訟
 - ③ 新しい夫婦別姓訴訟

【第2部】ディスカッション

1. 家族の問題を事例で考えよう！
 - ① 夫婦と氏
 - ② 離婚後の親子関係
 - ③ LGBTと家族
 - ④ 親子と血縁
2. エピローグ～未来の法律家の皆さんへ

プログラム
（予定）

二宮周平先生（家族法）
ご登壇予定！
事例は裏面へ

お申込みはホームページからお願いいたします

<https://jclu-kyoto.jimdofree.com/> ⇒QRコード



ホームページからのお申込みが難しい方は、以下にご記入のうえ **FAX 075-231-5752** までお申込み下さい。

お名前	<input type="checkbox"/> お子様同伴有（名）	E-mail	
ご職業等	<input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 学者・研究者 <input type="checkbox"/> 法曹関係者 <input type="checkbox"/> その他	種別	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員

※ご記入いただいた個人情報は、参加受付や緊急連絡等、本イベントの実施目的以外には使用いたしません。

主催：自由人権協会京都 代表理事 堀和幸ほか 事務局長 野崎隆史

京都市中京区富小路通丸太町下ル富友ビル3階 堀和幸法律事務所内 TEL 075-241-1092

共催：（公社）自由人権協会、自由人権協会大阪・兵庫支部

第2部 家族の問題を事例で考えよう！… 以下の事例を取り上げます。よければ事前に考えてみてください！

秋山京香さんは、35歳のとき、小川太郎さんと結婚しました。結婚の際、京香さんは、夫である太郎さんの姓を「夫婦の氏」とし、京香さんの名前は小川京香に変わりました。姓が変わったことで、京香さんが結婚したことが職場の皆に伝わり、京香さんは皆から「おめでとう」と祝福されました。一方、太郎さんの職場では、そのようなことはありませんでした。

3年後、京香さんと太郎さんは、離婚をすることになりました。その際、京香さんは婚姻前の秋山姓に戻りました。京香さんは、そのことで職場の皆に離婚したことがわかってしまい、とても嫌な思いをしました。一方、太郎さんは、そのようなことはありませんでした。京香さんは、「こんなの、納得いかない！」と思いました。

* * * * *

また、京香さんは、幼い頃から、両親より、「京香」と名付ける際、名字の「秋山」とのバランスを考え、意味や画数・響きなどを考慮してつけてくれたという話を繰り返し聞かされていました。

だから、京香さんは、本当は結婚する際に夫の氏である「小川」に変えたくなかったのです。でも結婚する時に、長男である太郎さんやその家族から、当然妻である京香さんが夫の「小川」の氏に変えるのだ、という雰囲気を感じ、反対の意見を言えませんでした。京香さんは、そういう雰囲気にも、「納得がいけない！」と感じています。

そうした京香さんの思いについて、あなたはどのように思われますか。

①夫婦と氏

2年前に、冬山大助さんは、6年連れ添ったブラジル人女性と離婚しました。

子煩悩な大助さんに、当時5歳だった娘はよくなついていました。大助さんにとって愛娘と離れて暮らすのは辛いことでしたが、幼い子のそばには母親がいた方がいいと考え、きちんと面会交流を実施することを条件に、親権者を母親とすることに同意しました。

その後、大助さんは、養育費を支払いつつ、面会交流を大切に継続し、娘も毎回楽しみにしてくれていました。

ところが、ある日、元妻から「ブラジルに帰国することになったので、次の面会交流が最後となる」という連絡がありました。元妻に事情をきくと、元妻は、幼馴染のブラジル人と再婚することにした、娘にもブラジルに行くことを説明し、娘も納得している、とのことでした。

しかし、大助さんは、娘と会えなくなることに納得できません。大助さんに何か取りうる手段はあるでしょうか。

* * * * *

その後、大助さんの元妻は、幼馴染のブラジル人との再婚を取りやめて、日本人の男性と再婚する予定となりました。ところが、その日本人の男性は、大助さんがよく知っている人であり、子どもに対して暴力をふるうことで知られている人でした。大助さんは、その日本人男性が娘に対して暴力をふるうのではないかと、心配でなりません。

大助さんに何か取りうる手段はあるでしょうか。

②離婚後の親子関係

遥さんは、子どもの頃から自分が女性であることを受け入れられず、悩んだ末、20歳を過ぎてから性別適合手術を受け、家庭裁判所での「性別の取扱いの変更」の審判を経て、戸籍上も「長女」から「長男」に変更をしました。

その後、遥さんは、ある女性と出会い、二人は結婚することを決め、婚姻届を提出しました。夫婦は子どもを望み、遥さんの妻は、指定医院で非配偶者間人工授精（AID）を受けて妊娠し、出産しました。

しかし、出生届を受理した区役所は、子どもは遥さんの実子ではないことが明らかであるとして、「父」の欄を空欄にしました。遥さんは、子どもの戸籍の「父」の欄に自分の名前を記載してもらうことができるでしょうか。

* * * * *

光さんも、遥さんと同様、子どもの頃から自分が女性であることを受け入れられない性同一性障がいを持っています。光さんは、性別適合手術を受けることなく、女性である春子さんと愛し合い、法律上の結婚をしたいと考えました。春子さんも、光さんと法律上の結婚をしたいと考えました。

光さんと春子さんが、婚姻届を作成して市役所に持参したところ、市役所の窓口担当者から、「家庭裁判所での『性別の取扱いの変更』の審判を経ない方について、同性の方との法律上の結婚はできない」との説明を受け、婚姻届は不受理となりました。光さんも春子さんも、自分たちはお互いに愛し合い、お互いを人生のパートナーとして認めあっているのに、法律上の結婚ができないのはおかしい、と考えています。

光さんと春子さんの希望についてどのように思われますか。

③LGBTと家族

夏子さんは、前婚の夫からDVを受けて別居に至り、その後の離婚調停が長引いて、別居から離婚するまで2年半かかりました。夏子さんは、離婚成立後に今の夫である航介さんの子どもを妊娠し、再婚禁止期間満了後に航介さんと結婚しましたが、子どもは早産で離婚後300日以内に生まれました。

子どもの出生届を提出すると、区役所から、「このお子さんは前夫の子と推定されるので、この子は航介さんの子とは認められない。前夫の子として改めて出生届を出すように」と告げられました。ようやく前夫と縁が切れたのに、夏子さんに子どもができたことがわかれば、どんな嫌がらせや干渉を受けるかわかりません。夏子さんは子どもの出生届が出せずに困っています。夏子さんはどうすればよいでしょうか。

* * * * *

生まれてきた子ども海くんについて、夏子さんが出生届をした結果、前夫の子として、前夫の戸籍に記載されました。しかし、海くんは、夏子さんと航介さんの住む家で、夏子さんと航介さんの子として養育されました。

海くんが20歳になった時、自分は夏子さんの前夫の子としてその者の戸籍に記載されていることを知りました。海くんと航介さんはDNA鑑定を受けて、生物学上は99%以上の確率で親子であることに間違いがないという結果がでました。海くんはそのDNA鑑定を証拠として、夏子さんの前夫との法律上の父子関係を否定したいと考えています。海くんの希望についてどのように思われますか。

④親子と血縁